

介護分野 就職支援金

貸付制度のお知らせ

介護分野で働いてみませんか？



介護職の「介護分野就職支援金」とは

- ▶ 新たに介護のお仕事に就職するための費用を、**最大20万円**まで借り入れることができます。
- ▶ 借入金は兵庫県内で2年間介護職員の業務に従事（※）することで、**返還が全額免除**されます（要件を満たさない場合は、返還が必要です）。

貸付利息

※「2年間従事」とは在職期間が730日以上、かつ勤務日数が360日以上あることを指します。

利息0%

連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。安定した収入がある方を立ててください。配偶者やご両親でも構いません。（同居している場合でも可）※本会から修学資金等の貸付を受けている方は連帯保証人になれません。

貸付対象経費

子どもの預け先を探す活動費、講習会の参加費、国家試験の受講手数料、参考図書の購入費、就労するために必要な被服費、転居を伴う場合の費用、通勤用の自転車、バイクの購入費等

ご利用条件について

「介護分野就職支援金」のご利用は、次の要件を全て満たす方が対象です。

- (1) **介護職員初任者研修以上の研修**（※1）を受講し、修了した方（※2）
- (2) **介護保険サービス事業所に内定し就労を予定している方、または、1か月以内に就労した方**
- (3) 再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の借入をされたことがない方

※1 介護職員初任者研修以上の研修とは次のいずれかの研修です。

・**介護職員初任者研修** ・**生活援助従事者研修** ・**介護福祉士実務者研修** ・**介護福祉士**

※2 就労時（就労1か月以内まで）に所定の研修を受講開始し、受講修了後に修了証書を提出すれば、借り入れ対象となりますので、事前に下記までお問い合わせください。


お申込み・お問合せ先

社会福祉法人 **兵庫県社会福祉協議会**

福祉人材センター（人材貸付担当）

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL : **078-200-5210**（平日 8:45~17:30）

申請に必要な様式の取得については本会のホームページからダウンロードしていただくか、本会までご請求ください。

令和5年7月改訂版

障害福祉分野 就職支援金

貸付制度のお知らせ

障害福祉分野で働いてみませんか？



障害福祉職の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 新たに障害福祉分野に就職するための費用を、**最大20万円**まで借り入れることができます。
- ▶ 借入金は兵庫県内で2年間障害福祉サービス業務に従事(※)することで、**返還が全額免除**されます(要件を満たさない場合は、返還が必要です)。

※「2年間従事」とは在職期間が730日以上、かつ勤務日数が360日以上あることを指します。

貸付利子

利子0%

連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。安定した収入がある方を立ててください。配偶者やご両親でも構いません。(同居している場合でも可) ※本会から修学資金等の貸付を受けている方は連帯保証人になれません。

貸付対象経費

子どもの預け先を探す活動費、講習会の参加費、国家試験の受講手数料、参考図書の購入費、就労するために必要な被服費、転居を伴う場合の費用、通勤用の自転車、バイクの購入費等

※生活費は対象外です。

ご利用条件について

「障害福祉分野就職支援金」のご利用は、次の要件を全て満たす方が対象です。

(1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した方(※)

- 介護職員初任者研修
- 居宅介護職員初任者研修
- 障害者居宅介護従事者基礎研修
- 重度訪問介護従事者養成研修(基礎課程、統合課程、行動障害支援課程のいずれかを受講)
- 同行援護従事者養成研修(一般課程、応用課程のいずれかを受講)
- 行動援護従事者養成研修
- 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)

(2) 障害福祉サービス事業所に内定し就労を予定している方、または、1か月以内に就労した方

(3) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の借入をされたことがない方

※ 就労時(就労1か月以内まで)に所定の研修を受講し、受講修了後に修了証書を提出すれば、借り入れ対象となりますので、事前に下記までお問合せください。

お申込み・お問合せ先

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

福祉人材センター(人材貸付担当)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL: 078-200-5210 (平日 8:45~17:30)

申請に必要な様式の取得については本会のホームページからダウンロードしていただくか、本会までご請求ください。



令和5年7月改訂版